

Q 1. インボイス制度とは何か。

A 1.

- 2023年10月から導入される、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことを言います。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）が交付するインボイス（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

Q 2. インボイス制度が開始された後、発電者としてどのような対応が必要か？

A 2.

- 当社との電力受給契約における仕入税額控除は、当社が発行する仕入明細書（購入料金等のお知らせ）をインボイスとして扱います。お客さまにおいては、当社が発行する「購入料金等のお知らせ」に記載されている内容をご確認いただき、記載内容に誤りがあった場合には、当社へのご連絡をお願い致します。

Q 3. なぜ記載内容の誤りを連絡しなければならないのか？

A 3.

- インボイスとして適用可能な仕入明細書は、お客さまの確認を受けたものに限られますので、当社がお知らせする「購入料金等のお知らせ」に記載されている内容をご確認いただき、記載内容に誤りがあった場合には、ご連絡をお願い致します。

Q 4. インボイス制度導入に伴い、発電事業者にどのような対応が求められるか。

A 4.

- 発電事業者さまのうち、消費税法に基づく課税事業者の方には、インボイス発行事業者としての登録をお願いしております。

Q 5. 消費税法に基づく課税事業者とは何か。

A 5.

- 課税期間※1の基準期間※2における課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要がある「課税事業者」となります。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者が、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告及び納付を行う必要はない「免税事業者」となります。
  - ※1 原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度となります。
  - ※2 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度となります。

Q 6. インボイス発行事業者の登録方法を教えてください。

A 6.

- 登録の手続きの詳細（e-Tax または郵送による登録申請手続）については、国税庁のウェブサイトをご覧ください。また、最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q 7. なぜインボイス登録が必要なのか。

A 7.

- インボイス制度開始後、買い手である当社が仕入税額控除を受けるためには、インボイス発行事業者の登録番号等を記載した仕入明細書（購入料金等のお知らせ）の保存が必要になります。
- そのため、発電事業者さまのうち、課税事業者の方には、インボイス発行事業者としての登録をお願いしております。

Q 8. インボイス発行事業者の登録をした場合、発電事業者はインボイスを発行しなければならないのか。

A 8.

- 当社が発行する「購入料金等のお知らせ」（消費税法における「仕入明細書等」）をインボイスとしますので、お客さまによる書面の発行等の対応は原則必要ございませんが、インボイスとして適用可能な仕入明細書はお客さまの確認を受けたものに限られますので、当社がお知らせする「購入料金等のお知らせ」に記載されている内容をご確認いただき、記載内容に誤りがあった場合には、ご連絡をお願い致します。
- また、当社が発行する「購入料金等のお知らせ」には、お客さまの登録番号を記載する必要がありますので、インボイス発行事業者の登録申請後、当社へ登録番号をご報告ください。

Q 9. 登録番号はいつ、どのように連絡すればいいか。

A 9.

- 2023年6月1日（木）より、お客さまのインボイス登録状況をご登録いただく「インボイス登録情報受付システム」を開設いたします。2023年5月下旬より、順次、QRコード付きのダイレクトメールをお送りいたしますので、QRコードを読み込み、「インボイス登録情報受付システム」へアクセスいただき、登録番号をご登録いただきます。

Q 10. 制度開始以降に課税・免税事業者の登録が変更となった場合、どのように報告すればいいか。

A 10.

- 変更が発生した場合には、当社までご連絡をお願いいたします。

Q 11. 免税事業者の場合にも、インボイス登録は必要か。

A 11.

- ご自身の売電収入以外の事業の状況も踏まえながら、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。

Q 1 2. 自身が消費税法上の課税事業者に該当するか、免税事業者に該当するか、をどのように確認するのか。

A 1 2.

○ 国税庁ウェブサイトをご参照いただくか、国税庁のコールセンターあるいは最寄りの税務署等へお問い合わせください。

なお、課税売上高には、FIT 制度に基づく売電収入、または以外の課税収入も含まれますので、御留意ください。

<参考>

原則、課税期間（原則、個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（原則、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除され、免税事業者となります。

Q 1 3. インボイス登録をしなかった場合に、調達価格が引き下げられてしまうことはないか（FIT 購入契約分）。

A 1 3.

○ 既に FIT 認定を受けている案件については、インボイス登録の有無を理由に調達価格が変更されることはありません。

○ なお、今後新たに FIT 認定を受けようとする事業者のうち、消費税法上の課税事業者に該当する方についてはインボイス発行事業者としての登録を行うことを FIT 認定の要件とする予定と聞いております。また、2024 年度認定以降の買取価格については、再エネ特措法上、通常要する費用等を基礎に設定するとされている中で、免税事業者には消費税の納税義務がないことも踏まえ課税事業者と免税事業者で買取価格を区別して設定する方向で、審議会にて検討が行われております。

○ 詳しくは、資源エネルギー庁の HP をご確認ください。

Q 1 4. インボイス登録をしなかった場合に、購入単価（非 FIT 単価）が引き下げられてしまうことはないか。

A 1 4.

○ インボイス制度導入時点では、インボイス登録の有無を理由に、購入単価（※）を変更することはございません。  
※「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」を指します。

○ なお、購入単価を見直す際には、当社ホームページ等により予めお知らせいたします。

Q 1 5. 購入単価が変わらないのであれば、登録番号を通知する必要はないのではないかと？

A 1 5.

○ インボイス発行事業者は、取引の相手方に求められた場合、制度上、インボイスを発行する義務があります。当社との取引においては、お客さまにインボイスを発行いただく代わりに当社が仕入明細書を発行いたしますが、お客さまの登録番号を仕入明細書に記載する必要がございますので、通知いただくようお願いいたします。

Q 1 6 . インボイス制度の詳細について知りたい。

A 1 6 .

○ 国税庁ウェブサイトをご覧ください。国税庁のコールセンター等へお問い合わせください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です

以上